

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市総合福祉センターの利用に関する許可		
根拠法令及び条項	那覇市総合福祉センター条例第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第1号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 総合福祉センター施設利用要綱 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成17年 9月30日	審査基準 最終変更年月日	平成24年 7月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 7日 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成23年 7月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成24年 7月 1日
所管部署	福祉部 福祉政策課		
備考	総合福祉センター施設利用要綱は指定管理者が定めた要綱である		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 那覇市総合福祉センター施設利用要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、那覇市総合福祉センター条例及び那覇市総合福祉センター条例施行規則に基づき設置された社会福祉法人那覇市社会福祉協議会が管理する那覇市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）の施設利用管理に関し、指定管理者として必要な事項を定めるものとする。

(対象施設および日時、利用料)

第2条 福祉センターの利用を認める施設（以下「開放施設」という。）及び日時（以下「開放日時」という。）、利用料は別表第1のとおりとする。ただし、時間の変更が必要と認めるときは、時間等を変更することができる。

(利用者の範囲)

第3条 施設の利用は、市民福祉の向上及び健康の保持増進を目的とする活動に限るものとする。

2 施設を利用することができるものは、次のいずれかに該当するもので、福祉センター利用申請団体登録名簿（第1号様式）に登録されたものとする。

- (1) 本市に事務所を有する社会福祉団体
- (2) 本市の健康の保持増進に資する団体
- (3) その他市民福祉の向上を目的とすることが認められる団体

3 入浴室の利用は、市内に住む60歳以上の方で、憩の家で登録されたものとする。

4 施設は、次のことに利用させないものとする。

- (1) もっぱら営利を目的とする事業のために利用すること。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること。

(利用許可の申請)

第4条 施設（入浴室を除く）の利用許可を受けようとするものは、福祉センター利用許可申請書（第2号様式）を社協会長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請の受付は、利用しようとする日の60日前から3日（土、日及び休日を除く）前までとする。

(利用許可)

第5条 社協会長は、利用施設の用途又は目的を妨げない限度において、申請者が施設管理上十分な保安がとれることを確認できた場合に、福祉センター利用許可書（第3号様式）により利用許可を与えるものとする。

(利用料の納付)

第6条 利用料は、別表第1に掲げる金額に利用時間を乗じた額を、利用許可を受ける際に納付しなければならない。

(利用料の減免)

第7条 利用料(入浴室を除く)は次に該当する場合は利用料を減免することができる。この場合において、申請者は、施設利用料免除申請書(第4号様式)により申請しなければならない。

- (1) 那覇市が主催又は共催する行事に利用するとき
- (2) 福祉センター内に事務所(金城児童クラブ含)を有する団体が利用するとき
- (3) その他那覇市社会福祉協議会会長が必要と認めるとき

付 則 この要綱は、平成23年7月1日から適用する。

この要綱は、平成24年7月1日から適用する。